

サンロード津田沼の茶室を一般に開放することを求める陳情

陳情趣旨

現在、サンロードの茶室は一般市民が茶会を開きたくても利用することができません。私は毎月個人でお茶会を開いておりますが、千葉市や船橋市の管理する茶室を借りています。両市とも、市民以外にも貸し出しているのに、習志野市はどうして市民が借りることができないのでしょうか？

立地も施設の充実も申し分ないのに、あまり利用されていないのが残念です。

茶室が使えるば、市民が茶道や日本文化にふれる機会が増えます。
茶道だけでなく、様々な用途に使えると思います。

以上の理由により、下記の項目について陳情します。

陳情項目

- 1 サンロード茶室の一般への利用開放をしてほしい

令和6年 10月28日

住 所 習志野市谷津5-40-11

ふりがな 甲野ルリ子 印

電話番号

※ 自署の場合、押印は不要です

習志野市議会議長 佐々木 秀一殿



2024年11月21日

習志野市議会 議長 佐々木 秀一 様

陳情者

〒275-0001

習志野市東習志野4-9-31

姓: [REDACTED]

社会保障推進習志野市協議会

会長 市川 寿子

訪問介護基本報酬の引き上げと 介護報酬の再改定を早急に求める陳情書

【陳情趣旨】

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が今年の4月から引き下げられたことに怒りや不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。2024年1～10月の訪問介護事業所の倒産は72件（東京商工リサーチ11月7日付）と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約7万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は23年度で1.4→1.4倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に行うよう国に意見書を提出すること



生活保護を不正受給し、最終的にそれを不納欠損処理（市による債権放棄）された方の氏名住所等を、広報習志野や市のホームページ等で公開する事を求める陳情

【陳情趣旨】

他のどんな制度を使っても最低限度の生活が不可能な方が頼る最後のセーフティーネットと呼ばれる生活保護を受給した上で、それを不正受給しかつ行方不明（居所不明等）や死亡等の理由で不正受給金員を全額返還することなく不納欠損処理される、この様な見方によっては「逃げ得」だともいえる方々が習志野市には平成 26 年度から令和 5 年度にかけ 42 名もおられます。

同期間の不納欠損処理額は約 3200 万円近くにも上ります。この約 3200 万円はすべて納税者たる一般市民の負担です。 *別紙 1 参照

さて、一概に比較は出来ないかもしれませんが、5000 円程度の万引き（窃盗）などでも「警察 24 時」等のテレビ番組でその実態が放映されたり、運が悪いのか分かりませんが新聞テレビ等で氏名住所等を報道される事も散見されます。

これ等に対し、上記不納欠損者はその情報等が報道等されることはまずないのではないのでしょうか。

この様な方々が「逃げ得」と思っているのか真意は分かりませんが、事実はお天道様が見ていると思います。このままではまず天国には行けないでしょう。

不正受給（悪行）に係る返還すべき金員を返還しない方は間違いなく悪人です。

そこで不納欠損処理された方は公開し、いわゆる「恥」を晒して差し上げる事で責任の一部を、形は違いますが果たさせるべきだと思います。

具体的に例示すると「あんなに立派で優しそうに見えた〇〇さんが、実は不正受給者で全額返還もせず不納欠損者だったなんて、人は見かけによらないもんだねえ」などと井戸端会議等の話題に上ることになることもあるという事です。

ただし悪人である個人を公開するのが責任を取らせる一手段であるため他人と混同する事がないよう細心の注意が必要です。

そこで公開する項目は、氏名、年齢、性別、住所（丁目まで）をお願いします。

この理由等を言うと習志野市に一人いるかいなと思料される稀な氏名の方は特定が容易ですが、市内に複数人いることが思料される氏名の方は特定の為（同姓同名の善良な他人の名誉を担保するため）年齢や住所等の公開が必要ということになります。

行方不明の方は判明している最新の住所とその時期も公開してください。これは全世界に向けて公開されるためひょっとすると「習志野で不納欠損処理された●●さんはこちらの方だと思いますよ」等思いがけない地域の方等から市役所に連絡が入るなど、既に不納欠損処理済ですが生存確認や特定に繋がる可能性もあります。もし特定できましたら現住所や死亡等その状況を更新して公開願います。



【陳情項目】

表題の通りです。

尚、公開を遡及する訳にはいきませんので、令和7年度の不納欠損処理者から実施してください。併せて現時点での不正受給未納者全員にこの事（今後公開する事）を可能な限り告知してあげてください。これもひょっとすると公開を恐れ、全額返還等の促進に繋がるかもしれません。また、そうなることも願って止みません。

令和6年11月25日

習志野市鷺沼台4-7-7

緒方直樹

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様

令和6年10月27日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

不正受給者における過年度不納欠損の令和5年度末時点の生活保護受給状況の資料

不納欠損者を含む世帯の令和5年度末保護状況等											
年度	通し番号	欠損処理額	保護の有無	世帯主と欠損時世帯主との続柄・国籍	初度不正受給年月	金額	最新不正受給年月	金額	累積不正受給件数	性別	状況
H26年度	1	19,505	無							男	H21死亡
	2	1,714,125	無							女	存命
	3	370,500	無							男	不明
	4	688,745	無							女	不明
	5	428,387	無							女	存命
	6	1,961,042	無							男	H25死亡
	7	284,659	無	本人・日本	保存期間経過				1	男	R3死亡
	8	773,100	無							男	存命
H27年度	9	2,440,000	無							女	H23死亡
	10	745,000	無							女	H23死亡
	11	2,415,616	無							男	H23死亡
	12	708,500	無							男	不明
H28年度	13	58,128	無							男	不明
	14	2,043,080	有	本人・日本	保存期間経過				2	女	存命
	15	770,000	無							男	H24死亡
	16	1,166,774	無							男	不明
H29年度	17	395,072	無							女	存命
H30年度	18	350,000	無							男	不明
	19	117,815	無							男	不明
	20	73,692	無							男	H29死亡
	21	215,875	無							男	不明
	22	316,690	無							男	H25死亡
R1年度	23	65,929	無							男	H26死亡
	24	191,794	無							女	不明
	25	330,000	無							男	H27死亡
	26	333,459	無							男	H26死亡
	27	884,404	無							男	不明
R2年度	28	45,000	無							男	H27死亡
	29	123,429	無							女	存命
	30	303,468	無							女	H31死亡
	31	395,000	有	本人・日本	保存期間経過		H19.11	7,114,718	2	女	存命
	32	427,738	無							男	H27死亡
	33	473,300	無							男	不明
	34	908,765	無							男	不明
	35	1,187,529	無							女	不明
	36	2,567,829	無							男	H29死亡
R3年度	37	1,440,775	無							男	不明
	38	314,856	無							女	H28死亡
R4年度	39	458,197	無							女	不明
	40	2,023,465	無							男	H30死亡
R5年度	41	409,146	無							男	存命
	42	975,000	無							女	R2死亡

内訳

31			
年度	年度当初額	返還額	年度末未納額
H23	7,114,718	34,718	7,080,000
H24	7,080,000	5,000	7,075,000
H25	7,075,000	26,000	7,049,000
H26	7,049,000	34,000	7,015,000
H27	7,015,000	32,000	6,983,000
H28	6,983,000	29,000	6,954,000
H29	6,954,000	18,500	6,935,500
H30	6,935,500	12,000	6,923,500
R元	6,923,500	16,500	6,907,000
R2	6,907,000	16,500	6,890,500
R3	6,890,500	18,000	6,872,500
R4	6,872,500	18,000	6,854,500
R5	6,854,500	18,000	6,836,500

(別紙1)

- ・ H24年度、H25年度につきまして、不納欠損関係の文書は、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・ 3名分の詳細に係る文書につきましても同様に、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・ №7、14について、これ以降の78条徴収金の発生はありません。
- ・ 死亡者の年齢については、死亡時点の年齢です。

市当局や納税者（一般市民）は勿論、もっての外なのは与えられた金銭で最低限度の生活を営んでいる善良な生活保護受給者をも欺き、次々に発覚する生活保護不正受給者に対し、習志野市議会として、今後不正受給に厳正に対処する旨の決議文の発出を求める陳情

【陳情趣旨】

添付した公文書に掲載されている生活保護法78条が適用（悪質性を認定）された不正受給者は国や納税者（一般市民）、何より法を遵守し最低限度の生活を営んでいる大多数のまっとうな受給者への裏切り行為を行っているまたはいた訳であり、言い換えると「自分だけは良い目を見たい」という不届き者です。

詐欺等で逮捕されても債務はそのまま残ります。不正受給者本人のためにも原則通り速やかに全額を返還すべきであることを公文書中の世帯を中心に粘り強く指導してそれを実現すべきです。

これまでに私が提出した生活保護関連の陳情は「受給者への投薬は原則ジェネリック（後発医薬品）とする」事等以外、殆ど採択されておりません。しかしながら当局は頑張っており、様々な文書を発出、告訴等して不正受給の防止や発見、返還等に心血を注いでおられるようです。

*別紙1, 2 参照

さて、生活保護法78条を適用された本市の不正受給未納は、この5年間も毎年悪化（増加）を続けており、金額ベース（令和5年度末と令和元年度末比較）でいうと、約5130万円増加（約1億6899万ー約1億1771万）、増加率は+約44%もありまた、不正受給未納世帯数も+約33%（132÷99）とほぼ同様の惨状を呈しています。*別紙3 参照

令和元年度から同5年度にかけて発見（発覚）された各年度新規未納額ワースト5世帯は毎年発見され、私として過去の陳情に「毎年このような状態では令和5年度や今現在も発見（発覚）されていないだけで不正受給を行っている者がいるのではないかと疑念を持たざるを得ません。」と記しましたが、その通りになってしまっています。

不正受給未納世帯を個別にみると、令和5年度新規発覚のR5-①世帯は平成30年度末から不正受給を行い、その総額は1900万円近くにも上っており前代未聞です。結果的にまさに、以前に発覚し返還を求められている他の不正受給者を尻目にかつ与えられた金銭で最低限度の生活を送っている善良な生活保護受給者をも欺き、自分だけは良い思いをしたい、その為には事実上の保護者（親に相当）である当局や納税市民への裏切りも辞さないという蔑むべき下衆の根性が見て取れます。

*別紙4 参照



習志野市から再び逮捕者が出ないよう早期全額返還等をR5-①世帯には求めたいと思います。
適切な比較ではないかもしれませんが5000円程度の万引き（窃盗）が発覚し、「それならお金を払いますから許してください」と申告しても窃盗罪で逮捕されることもありますので、早期全額返還したとしても詐欺容疑等で逮捕される可能性は残ります。

また、R5-②世帯もR5-①世帯が余りにも突出しているため霞んで見えますが約370万円もの高額不正受給を行い、発覚後1円たりとも返還しておりません。不正受給額の多寡が逮捕に関係するかわかりかねますが、このままでは今後が本当に心配されます。

他にもR元-①世帯のように約1075万円もの不正受給、R元-②世帯のように2件重ねて約441万円もの不正受給をし、これら世帯も発覚後1円も返還しておりません。

特にこれも以前の陳情に記しましたがR元-①世帯はその状況が令和4年まで「存命」、令和5年は「不明」でしたが令和6年（今般）受領した情報では再び「存命」に戻りました。行方・生死不明になっていたR元-①世帯の居所を調査発見した当局に敬意を払います。仮に服役中でも執行猶予中でも、刑期満了して出所したとしても行った不正受給の返還義務は免除されません。居所が判明した以上債務承認書への署名要求や返還請求を早急に復活してください。＊別紙5参照

〔当局から受領した情報等（公文書）5枚（すべて陳情趣旨の本文です）〕

＊手書き（イエローマーク）部分については陳情人による加筆です。

- ・別紙1 不正受給とならないために ＊本市ホームページより
- ・別紙2 生活保護費不正受給事件について ＊本市ホームページより
- ・別紙3 外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況等
- ・別紙4 令和5年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
- ・別紙5 令和元年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）

＊過年度返還状況等内訳は①, ②（ワースト2世帯）のみ抜粋

【陳情項目】

表題の通りです。

補足すると、いつまでも不正受給に目を背け、惨状を認識する事なく、返還要求や告訴等を当局だけに任せ続けて良いのでしょうか？ 善良な生活保護受給者や市民の為にその代表者である市議会としても当局同様、不正受給に厳正に対処する旨、決議して戴きたいと思います。

どうか目をお覚ましくください。

令和6年11月25日

習志野市鷺沼台4-7-17

緒方直子

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様

不正受給とならないために（生活保護受給者の皆様へ）

(別紙1)

更新日：2022年09月29日
ページID：815

生活保護制度は、生活に困窮している方の最低限度の生活を保障すること及び自立を助長することを目的としており、生活保護費は適正に活用する必要があります。
本市では、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処して参ります。

1. 不正受給とは

生活保護を受けている間、世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、速やかに正しく届け出なければなりません。
これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

不正受給の例

- ・ 就労収入や年金収入、その他の収入について、申告をしていない、あるいは事実と異なる内容で申告をしている場合など
- ・ 偽装離婚や世帯員以外の者との同居
- ・ 暴力団員の受給

2. 不正受給となったらどうなる？

その不正受給が意図的に行われたものであったり、返還に応じないなど、その行為が悪質と判断される場合は、告訴する場合があります。告訴となったときには、生活保護法第85条 に定める罰則が科されます。
また、刑法に定めがある場合には、刑法による罰則が（優先して）科されます。なお、これらの罰則を受けた場合でも返還義務は免除されません。

3. 不正受給にならないために

生活保護受給中はすべての世帯員の収入や資産、世帯員の構成や状況等に変化があった時は、届け出る義務があります。

届け出内容の一例

- ・ 世帯員が働き出した。転職した。雇用形態が変わった。
- ・ 子どもが就職・大学進学した。
- ・ 世帯員が死亡・出産・転入・転出した。
- ・ 相続などで資産を得た。
- ・ 保有していた資産を処分して収入があった。 など

4. 収入申告義務

生活保護受給中は、未成年者・世帯分離の人を含めたすべての収入について世帯員全員の収入申告を行う義務があります。
「就労先が決まった」「給与をもらった」「年金・手当をもらい始めた」等の場合は、必ず担当のケースワーカーまで申告してください。

(1) 働いたことによる収入

働いて得た収入（給料・ボーナスなどの臨時的収入）を申告すると、必要経費（交通費・社会保険料など）の控除だけでなく、基礎控除などの控除を受けられます。

また、未成年者（特に高校生）の場合は、基礎控除にあわせて未成年者控除や大学等へ進学する場合の進学費用が収入額から除外される制度もあります。
申告がないまま後日の調査で発覚した場合は、不正受給となり、基礎控除を受けられない等の不利益があるだけでなく、費用返還や罰則が科せられる場合があるので、必ず申告してください。

(2) 働いたことによらない収入

働いたことによらない収入を得た、または得ることになった場合は、必ず担当ケースワーカーに申告してください。申告がないまま後日の調査で発覚した場合は、不正受給となります。

なお、生活保護受給中の借金（年金担保貸付を含む）は認められていません。仮に借金された場合は原則収入としてみなされ、保護費が減額（金額によっては保護停止または廃止）となります。

(注意)奨学金や他法、他施策等による貸付金については、認められる場合があるので、必ず事前に担当のケースワーカーに相談してください。

不正受給とならないために

[不正受給防止のしおり \(PDFファイル: 616.0KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(英語\) \(PDFファイル: 485.9KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(中国語\) \(PDFファイル: 564.2KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(韓国語\) \(PDFファイル: 674.4KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(スペイン語\) \(PDFファイル: 661.8KB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

このページは生活相談課が担当しています。
所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎1階

(別紙2)

生活保護費不正受給事件について

更新日：2022年11月21日
ページID：19181

生活保護の不正受給（詐欺）容疑にかかる被告訴人の逮捕について

生活保護受給者の不正受給が刑法第246条に定める詐欺罪に当たるとして告訴状を提出していた件について、千葉県習志野警察署が被告訴人（元生活保護受給者）を逮捕しました。

逮捕に係る概要

被疑者：57歳男性
罪状：詐欺
逮捕日：令和4年11月21日

被害内容

告訴状提出日：令和3年9月14日
被害額：1,638,884円
内容：収入を得ていたにもかかわらず虚偽の申告を続け、生活保護費を不正に受給していた疑い。

宮本泰介市長コメント

本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところですが、結果としてその悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。
今後とも、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処してまいります。

この記事に関するお問い合わせ先

このページは生活相談課が担当しています。
所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎1階
電話：047-453-9205 ファックス：047-453-9309
キャッチボールメールを送る

この記事に気になることはありましたか？

市ホームページをより使いやすくわかりやすいものにするために、皆様のご意見をお聞かせください。

感想をお聞かせください

- ☒ 参考になった
- ☐ 分かりにくかった
- ☐ 探しにくかった
- ☐ 参考にならなかった
- ☐ 聞きなれない用語があった

送信

(別紙3)

令和6年10月27日
習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	H30年度末 (R元年度へ繰越分)	R元年度末 (R2年度へ繰越分)	R2年度末 (R3年度へ繰越分)	R3年度末 (R4年度へ繰越分)	R4年度末 (R5年度へ繰越分)	R5年度末 (R6年度へ繰越分)
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	2世帯 (フィリピン2) 981,731円	4世帯 (フィリピン3、ペルー) 1,983,676円	7世帯 (フィリピン3、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 2,285,083円	9世帯 (フィリピン5、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 3,956,913円	9世帯 (フィリピン6、ペルー1、 ブラジル1、韓国1) 4,202,596円	11世帯 (フィリピン8、ペルー2、 韓国1) 4,775,642円
日本人世帯	92世帯 101,507,929円	95世帯 115,721,796円	101世帯 126,226,864円	102世帯 135,121,415円	110世帯 138,770,745円	121世帯 164,210,709円
合計	94世帯 (保護 43世帯、 廃止 51世帯) 102,489,660円	99世帯 (保護 47世帯、 廃止 52世帯) 117,705,472円	108世帯 (保護 51世帯、 廃止 57世帯) 128,511,947円	111世帯 (保護 61世帯、廃止 50世帯) 139,078,328円	119世帯 (保護 67世帯、廃止 52世帯) 142,973,341円	132世帯 (保護 66世帯、廃止 66世帯) 168,986,351円

※（上段）不正受給未納世帯数 （下段）不正受給未納額
※未納世帯数、未納額は過去からの累計数
※R元年度より増加したフィリピン世帯は日本人配偶者の死去により、世帯主がフィリピン人に変更したため。
その他の増加（フィリピン2、ペルー1、ブラジル1、韓国2）は各年度新規発生分。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	43世帯 96,538,707円	47世帯 102,465,923円	50世帯 102,140,980円	53世帯 112,560,982円	61世帯 113,296,034円	59世帯 122,128,424円
日本人世帯	1,712世帯 3,442,207,747円	1,726世帯 3,558,912,658円	1,775世帯 3,666,477,126円	1,792世帯 3,529,470,455円	1,794世帯 3,651,542,976円	1,846世帯 3,743,293,260円
合計	1,755世帯 3,538,746,454円	1,773世帯 3,661,378,581円	1,825世帯 3,768,618,106円	1,845世帯 3,642,031,437円	1,855世帯 3,764,839,010円	1,905世帯 3,865,421,684円

※（上段）世帯数 （下段）保護費
※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損（不正受給）金額

H26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯（フィリピン） 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R元年度	5世帯 1,805,586円	日本人世帯 5世帯 1,805,586円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R2年度	9世帯 6,432,058円	日本人世帯 9世帯 6,432,058円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R3年度	2世帯 1,755,631円	日本人世帯 2世帯 1,755,631円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R4年度	2世帯 2,481,662円	日本人世帯 2世帯 2,481,662円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R5年度	2世帯 1,384,146円	日本人世帯 2世帯 1,384,146円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

令和5年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和6年9月末状況

(別紙4)

単位 (円)

令和5年度末		令和6年9月末		
世帯数	未納額	R5年度中返納額	R6年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	25,947,743	5,000	90,000	25,302,408

(内訳)

単位 (円)

令和5年度末		令和6年9月末		
世帯	未納額	R5年度中返納額	R6年度中返納額	未納残額
R5-①世帯	18,966,194	0	60,000	18,906,194
R5-②世帯	3,701,852	0	0	3,701,852
R5-③世帯	1,856,790	5,000	30,000	1,826,790
R5-④世帯	867,572	0	0	867,572
R5-⑤世帯	555,335	0	0	0

単位 (円)

R5-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和5年度	18,966,194	0	18,966,194
令和6年度	18,966,194	60,000	18,906,194

性別	男
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	R4.1
最終不正受給年月	R4.7
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	H31.3
最終不正受給年月	R6.3
完済見込時期	未定

単位 (円)

R5-②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和5年度	3,701,852	0	3,701,852
令和6年度	3,701,852	0	3,701,852

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	R4.1
最終不正受給年月	R5.9
完済見込時期	未定

単位 (円)

R5-③			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和5年度	1,861,790	5,000	1,856,790
令和6年度	1,856,790	30,000	1,826,790

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	H31.6
最終不正受給年月	R5.5
完済見込時期	未定

単位 (円)

R5-④			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和5年度	867,572	0	867,572
令和6年度	867,572	0	867,572

性別	女
状況	存命
不正受給開始年月	R3.12
最終不正受給年月	R4.8
完済見込時期	未定

(別紙5)

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和6年7月末状況

単位 (円)

令和元年度末		令和6年7月末						
世帯数	未納額	R1年度返納額	R2年度返納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	R6年度返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	17,649,974	40,000	200,000	250,000	240,000	246,000	82,000	16,631,974

(内訳)

単位 (円)

令和元年度末		令和6年7月末						
世帯	未納額	R1年度返納額	R2年度返納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	R6年度返納額	未納残額
R元-①世帯	10,744,945	0	0	0	0	0	0	10,744,945
R元-②世帯	4,410,380	0	0	0	0	0	0	4,410,380
R元-③世帯	1,063,277	40,000	200,000	240,000	240,000	240,000	80,000	63,277
R元-④世帯	774,800	0	0	0	0	6,000	2,000	766,800
R元-⑤世帯	656,572	0	0	10,000	0	0	0	646,572

単位 (円)

R元-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	10,744,945	0	10,744,945
令和2年度	10,744,945	0	10,744,945
令和3年度	10,744,945	0	10,744,945
令和4年度	10,744,945	0	10,744,945
令和5年度	10,744,945	0	10,744,945
令和6年度	10,744,945	0	10,744,945

単位 (円)

R元-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	4,410,380	0	4,410,380
令和2年度	4,410,380	0	4,410,380
令和3年度	4,410,380	0	4,410,380
令和4年度	4,410,380	0	4,410,380
令和5年度	4,410,380	0	4,410,380
令和6年度	4,410,380	0	4,410,380

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	平成26年12月
最終不正受給年月	令和元年11月
完済見込時期	未定

性別	男
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	平成26年6月
最終不正受給年月	平成26年6月
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	平成26年7月
最終不正受給年月	平成30年7月
完済見込時期	未定